

新潟高教組

新高教統一要求書交渉速報

2021年10月28日 全組合員配布

拙速な「教育のICT化」へ課題山積 どこへ向かう？進まない働き方改革

新潟県高等学校教職員組合（以下：新高教）は10月27日に9月24日付「教育改革、教育予算・定数増、賃金・制度改善などに関する要求書」に基づき県教委交渉を行った。様々な課題がある中、下記の7項目を柱とし交渉に臨んだ。

① 将来構想・小規模校課題

県教委

地元関係者との協議を踏まえながら進めていく。

具体的な再編整備の内容は3年ごとの計画を毎年策定し公表していく。

小規模校では複数の分掌や部活動を担当するなどの負担があることは認識している。業務の効率化や部活動の精選を行い、業務負担軽減をはかっていく。

高教組

将来構想の計画期間は18年度～27年度。3年ごとの計画の公表とすると24年度の策定が最後。計画されている5つのタイプのイメージの具体が全くない。

小規模校は教職員の人数が少なく、1人にかかる負担が大きい。業務削減はもちろん定数加配が必要不可欠。

② 7限廃止

県教委

7限実施校は72校(21年度)から8校(22年度)となる。

SSHを行っている学校4校、中等教育学校で給食の関係から3校、理数科が1校。

高教組

上限方針に記載されている唯一の具体策であることから、時間外勤務の縮減とあわせて議論をしていかなければならない。

③ 「感染症対策」「教育のICT化」による業務負担

県教委

臨時休業による課題作成、リモート対応、ICTの推進、習熟、データ移行等で新たな業務が発生していることは認識している。ICT化については初期段階では負荷がかかる。通常業務を整理したり、業務の平準化を行ったりする中で、負担軽減をはかっていく。

高教組

業務削減の具体が示されない中、新たな業務が次々と加わっている。現場では業務の平準化が進んでいるとは言えず、特にICT化については特定教員に負荷がかかっている。ICT支援員の配置継続も必要。

④ 高校入試

県教委

受検機会の確保、安心して受検できる体制に向けて、感染症対策を講じる必要がある。

今後の状況を踏まえ、マニュアルを今後策定していく。

高教組

昨年度は「別室対応がなかったから対応できた」という声が多く届いている。次年度、募集学級が増える学校もある。あらかじめ有事に対応できる、人員配置が必要。

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください(全2枚)

⑤ハラスメント

県教委

相談窓口で十分対応できていると認識している。全教職員調査を行う予定はない。

高教組

ハラスメント相談があとをたたない。実態を把握するためにも調査が必要。相談窓口で対応できているとは思えない。

⑥再任用教職員配置

県教委

希望者全員採用していく。人員配置の必要性を総合的に勘案して実施 希望通りにならないこともある。配置基準については管理運営事項。

高教組

フルタイム・短時間勤務は生活に大きく影響する。県教委の事情で希望通りの配置にならないことはあってはならない。その学校に何年勤めるのかわからないのでは継続した業務を行うことができない。

⑦拙速な「教育の ICT 化」について

県教委

「やりながら」活用について検討していく

1人1台端末についてはBYOD方式。管理は生徒自身になるため、管理業務は軽減される。ICTについては活用自体が目的ではなく、それを使って何を行っていくのかというところが必要。

統合型校務支援システムへのデータ移行は「できなくはないだろう」と考えているが、今日の皆さんの声を踏まえ、必要があれば見直しも検討していく。

高教組

活用の具体、今後の見通しがなく、加速的に進んでいることに、現場は疲弊している。家庭への購入依頼についても、活用の具体がない中どのようにしていくのか。

データ移行は誰がいつどのように行うのか。年度末は通常業務でさえ膨大。

情報当事者(生徒・保護者)へのアナウンスが行われていない。情報取り扱いガイドライン無しの中で過密な移行作業だけが現場に強要されている。

その他確認した事項

○いじめ対策推進委員負担軽減のための非常勤講師は継続要望

○定年延長は国の動向を踏まえ検討していく

○免許外教科担当者 114人、複数教科担当者 108人、二校間兼務者 20人

○自死予防ツール配置校・利用生徒数

19年度 22校(1,737人) 20年度 33校(792人) 21年度9月時点 41校(494人)

新型コロナウイルス感染症対応、GIGAスクール構想等、新たな業務が多く発生している中、県教委の回答と現場実態に大きな乖離があり、県教委の現場理解に非常に不信感の募る交渉となった。特に、上限方針が策定され2年近くになるが業務削減が進んでいる気配はなく、ばらばらな担当課による新たな施策が現場へ数多く課せられている。また、「教育のICT化」についても方向性、具体的な活用方法がない中現場へは使用の実績のみが求められている状況だ。今後も現場実態、課題を随時投げかけ、県教委の姿勢をただしていく必要がある。

20年4月より県財政を理由とした臨時的賃金削減が行われている。先日の県人事委員会勧告では一時金の引き下げが勧告された。今後地公労での賃金闘争がスタートする。私たちの声を県当局へしっかりと訴え、要求実現に向けてとりくんでいく。

○今後の予定○

10月29日(金) 地公労人事課長交渉① 11月9日(火) 地公労人事課長交渉②

11月16日(火) 地公労総務管理部長交渉

11月2日(火) 新教連確定期交渉① 11月10日(水) 新教連確定期交渉②